

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050 沿革 (略) <u>平成29年9月8日 一部改正</u></p> <p>第1章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 (第1条 - 第4条の2) 第2章 てん補危険及び満期の解釈 (第5条、第6条) 第3章 EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者を支払人とする荷為替手形の取扱い等 (第7条 - 第15条) 第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 (第16条 - 第28条) 第5章 保険契約の締結関係等 (第29条 - 第36条) 第6章 保険料 (第37条、第38条) 第7章 保険金請求 (第39条 - 第43条) 第8章 損失防止軽減義務及び権利行使義務 (第44条 - 第46条) 第9章 回収納付 (第47条 - 第51条) 第10章 重複保険 (第52条) 第11章 保険関係の変更等 (第53条、第54条)</p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050 沿革 (略)</p> <p>第1章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 (第1条 - 第4条の2) 第2章 てん補危険及び満期の解釈 (第5条、第6条) 第3章 EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者を支払人とする荷為替手形の取扱い等 (第7条 - 第15条) 第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 (第16条 - 第28条) 第5章 保険契約の締結関係等 (第29条 - 第36条) 第6章 保険料 (第37条、第38条) 第7章 保険金請求 (第39条 - 第43条) 第8章 損失防止軽減義務及び権利行使義務 (第44条 - 第46条) 第9章 回収納付 (第47条 - 第50条) 第10章 重複保険 (第51条) 第11章 保険関係の変更等 (第52条、第53条)</p>	
<p>第1章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 (対象となる荷為替手形の要件)</p> <p>第1条 輸出手形保険約款 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00007。以下「約款」という。) 第2条第1項に規定する要件は、次の各号とする。 一～三 (略) 四 日本貿易保険が別に定める国又は地域 (輸出手形保険の引受の要件等について (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00088) において定める <u>国又は地域をいう。以下「特定国」という。</u>) 以外の国又は地域を支払国又は支払地とした荷為替手形であること 五～六 (略) 2 (略)</p>	<p>第1章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 (対象となる荷為替手形の要件)</p> <p>第1条 輸出手形保険約款 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00007。以下「約款」という。) 第2条第1項に規定する要件は、次の各号とする。 一～三 (略) 四 日本貿易保険が別に定める国又は地域 (輸出手形保険の引受の要件等について (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00088) において定める <u>国をいう。以下同じ。</u>) 以外の国又は地域を支払国又は支払地とした荷為替手形であること 五～六 (略) 2 (略)</p>	
<p>第1条の2～第4条の2 (略)</p>	<p>第1条の2～第4条の2 (略)</p>	

新	旧	備考
第2章～第3章 (略)	第2章～第3章 (略)	
<p>第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 (特定国承認に係る取扱い)</p> <p>第16条 第1条第2項ただし書に規定する日本貿易保険の承認のうち、特定国に係る事務の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 (特定国承認に係る取扱い)</p> <p>第16条 第1条第2項ただし書に規定する日本貿易保険の承認のうち、<u>同条第1項第4号に基づく日本貿易保険が定める国又は地域</u> (以下「<u>特定国</u>」という。)に係る事務の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	
第17条～第28条 (略)	第17条～第28条 (略)	
第5章～第6章 (略)	第5章～第6章 (略)	
<p>第7章 保険金請求</p> <p>第39条～第41条 (略)</p>	<p>第7章 保険金請求</p> <p>第39条～第41条 (略)</p>	
<p>(保証状による附属貨物の引渡と免責事由)</p> <p>第42条 約款第7条第2号にはL/G等により附属貨物が引き渡されたが、その後手形が引き受けられている場合は、該当しない。ただし、L/G等により附属貨物が引き渡されている手形について、その引受を停止すべき事態が生じた後に引受をさせたときは約款第7条第1号に該当し、引受を行なわせた場合には約款第7条第2号に該当する。</p>	<p>(<u>支払保証状</u>による附属貨物の引渡と免責事由)</p> <p>第42条 約款第7条第2号にはL/G等により附属貨物が引き渡されたが、その後手形が引き受けられている場合は、該当しない。ただし、L/G等により附属貨物が引き渡されている手形について、その引受を停止すべき事態が生じた後に引受をさせたときは約款第7条第1号に該当し、引受を行なわせた場合には約款第7条第2号に該当する。</p>	
第43条 (略)	第43条 (略)	
第8章 (略)	第8章 (略)	
<p>第9章 回収納付</p> <p>第47条～第48条 (略)</p>	<p>第9章 回収納付</p> <p>第47条～第48条 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(回収費用の負担者)</p> <p>第49条 <u>約款第26条第6項における「第1項による義務の履行のために要した費用」には、同条第1項による銀行の義務の履行のために振出人等の第三者が負担した費用を含むものとする。</u></p>		
<p>(控除利率)</p> <p>第50条 約款第26条第7項及び第8項に規定する利率は、下の表のとおりとする。なお、別に特約により定められている場合にあつては、その規定による。ただし、平成13年3月31日以前に元本回収があつた案件については、当該回収金の回収納付額の計算に用いた率を適用するものとする。</p> <p>(表) (略)</p>	<p>(控除利率)</p> <p>第49条 約款第26条第7項及び第8項に規定する利率は、下の表のとおりとする。なお、別に特約により定められている場合にあつては、その規定による。ただし、平成13年3月31日以前に元本回収があつた案件については、当該回収金の回収納付額の計算に用いた率を適用するものとする。</p> <p>(表) (略)</p>	
<p>(手形上の権利行使状況等報告書提出義務に係る「状況の変化」の解釈)</p> <p>第51条 手続細則第16条第3項に規定する「状況の変化」とは、次に掲げる事由の発生をいう。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(手形上の権利行使状況等報告書提出義務に係る「状況の変化」の解釈)</p> <p>第50条 手続細則第16条第3項に規定する「状況の変化」とは、次に掲げる事由の発生をいう。</p> <p>一～五 (略)</p>	
<p>第10章 重複保険</p> <p>第52条 約款第24条第2項の日本貿易保険が定めた場合とは、銀行が、保険金請求時において、手形金額から約款第24条第2項に規定する金額を控除した残額について振出人にそ求できない場合(振出人がそ求に応じない場合を含む。)とする。なお、保険金請求後については、銀行は引き続き、振出人への当該金額のそ求を行うものとする。</p>	<p>第10章 重複保険</p> <p>第51条 約款第24条第2項の日本貿易保険が定めた場合とは、銀行が、保険金請求時において、手形金額から約款第24条第2項に規定する金額を控除した残額について振出人にそ求できない場合(振出人がそ求に応じない場合を含む。)とする。なお、保険金請求後については、銀行は引き続き、振出人への当該金額のそ求を行うものとする。</p>	
<p>第11章 保険関係の変更等</p> <p>(保険関係変更効力発生日)</p> <p>第53条 約款第15条第2項に規定する保険関係変更効力発生日とは、次の各号に定める日とする。</p> <p>一～二 (略)</p>	<p>第11章 保険関係の変更等</p> <p>(保険関係変更効力発生日)</p> <p>第52条 約款第15条第2項に規定する保険関係変更効力発生日とは、次の各号に定める日とする。</p> <p>一～二 (略)</p>	
<p>(保険関係の訂正)</p>	<p>(保険関係の訂正)</p>	

新	旧	備考
<p>第54条 保険関係の訂正に係る日本貿易保険への申請は、原則として当該保険関係の内容変更等通知期限までに行うものとする。ただし、保険関係の訂正が行われた場合であっても、当該訂正の申請日以前に発生していた事由により生じた損失のうち、訂正事項に基づいて生じた損失については、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p>	<p>第53条 保険関係の訂正に係る日本貿易保険への申請は、原則として当該保険関係の内容変更等通知期限までに行うものとする。ただし、保険関係の訂正が行われた場合であっても、当該訂正の申請日以前に発生していた事由により生じた損失のうち、訂正事項に基づいて生じた損失については、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成29年10月2日から実施する。</u></p>		
<p>(別紙) (略)</p>	<p>(別紙) (略)</p>	
<p>別表 (略)</p>	<p>別表 (略)</p>	